

高知県事業承継等推進事業費補助金

事業承継を進めようとしている事業者の皆様を支援します

対象者

以下の要件の全てに該当する者としてします。

※既に補助金の交付を受けた者は対象となりません。ただし、小規模枠で交付を受けた小規模事業者が一般枠で交付を受けようとする場合は、この限りではありません。

- ①県内で事業を営む中小企業者等のうち、県内に本社を置く法人及び県内に住所を有する個人事業者であること
- ②県内の事業所で常時使用する従業員がいること
- ③M & Aの場合は譲渡側であること
- ④県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと

補助事業・補助率等

(県補助額は1,000円未満切捨て)

類型	対象	事業区分	経費区分	補助率及び補助額
一般枠	中小企業者等	①事業承継計画策定委託 ※現在の経営者から次の後継者への事業承継計画の策定に限る	事業承継計画の策定に係る経費 初期診断委託料、コンサルティング委託料、事業承継計画の作成委託料、企業価値の算出委託料等	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内
		②M & A 仲介委託 ※3年間取り組むものを補助事業とする。3年間の内、最終合意契約前に中止した場合は補助金返還となる。	M & Aの仲介委託に係る経費 仲介委託料、マッチングの登録手数料、着手金等	【補助上限額】 100万円
小規模枠	小規模事業者	①M & A 企業評価作成委託	小規模事業者が行うM & Aの前段階の企業評価と企業概要書作成に係る経費 企業調査委託料、企業概要書作成委託料等	【補助率】 補助対象経費の3分の2以内 【補助上限額】 30万円

申請期間

令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月) (必着)

お問い合わせ先

○高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 (本庁舎5階)
TEL : 088-823-9697
FAX : 088-823-9138



～申請方法については裏面をご覧ください～



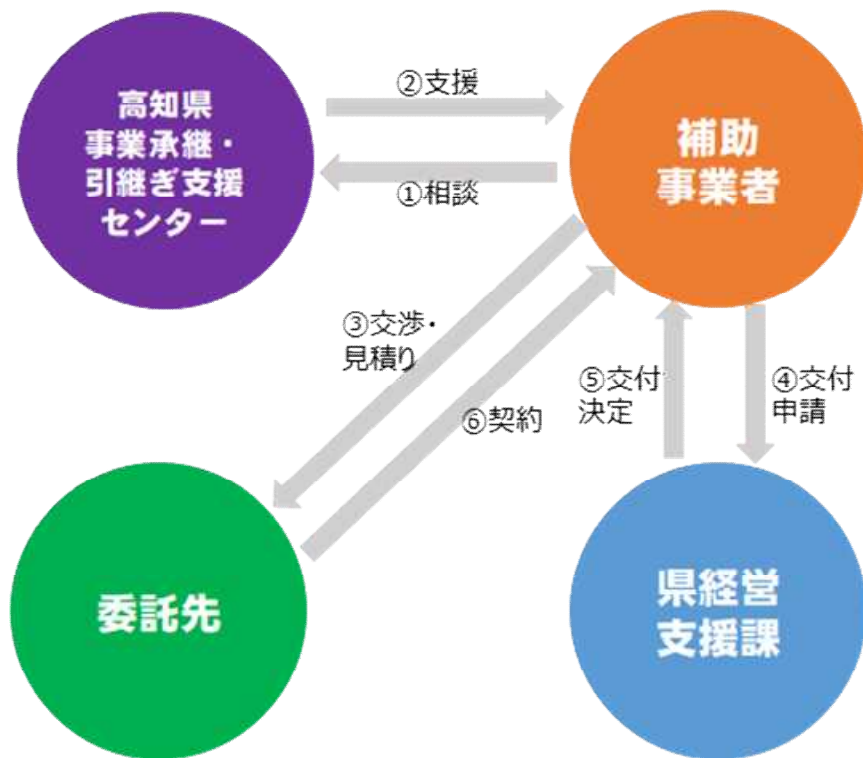
～補助金の申請について～

1. 申請書類を入手

○県庁ホームページ(経営支援課) から印刷またはダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2020030900307.html>

2. 補助金申請の流れ



高知県事業承継・引継ぎ支援センターの相談・支援を受けた上で、県へ申請してください。

○高知県事業承継・引継ぎ支援センター

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32号 (こうち勤労センター4階)

TEL : 088-802-6002

3. 申請書類の提出

○郵送又は直接県へご提出ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当